

国立大学法人長崎大学と大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館の両者（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携・協力を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者の教育研究活動の一層の充実を図るとともに、その成果の普及を促進することにより、学術の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 本協定に基づく連携・協力の実施事項は次に掲げるとおりとする。

- （1）教職員及び研究者の交流
- （2）学生、教職員及び研究者への指導及び教育
- （3）共同研究の実施
- （4）講義、講演及びシンポジウムの実施
- （5）学術情報及び資料の交換
- （6）その他両者が合意した事項

（連携・協力の実施）

第3条 本協定の下で実施する個別の連携・協力事項に関しては、両者の代表者又は当該事項の実施組織の長の間による協議に基づき実施する。この場合においては、必要に応じて個別に覚書等を締結することができる。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携・協力において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は遺漏してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応等）

第6条 本協定に関し疑義が生じた事項及び本協定に定めのない事項については、両者が協議の上解決を図るものとする。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月6日

長崎県長崎市文教町1-14

国立大学法人長崎大学長

河野 茂

千葉県佐倉市城内町117

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館長

久智島 浩